

# 「外商投資法実施条例」公 布へ—外商投資法体系がさ らに明確化

中国税務ニュースフラッシュ  
2020年1月  
第1号

## 概要

2019年3月15日、第十三届全国人民代表大会第二次会议にて「中华人民共和国外商投资法」(以下「外商投資法」<sup>1)</sup>)が可決され、外商投資の参入、促進及び保護等の面で統一した規定を設け、中国の新たな外商投資法制度の基本枠組みが構築されました。「外商投資法」で定める主な法制度を明確化及び細分化し、「外商投資法」の有効な施行を確保するため、2019年12月26日、李克強国务院總理が第723号国务院令に署名し、「中华人民共和国外商投資法実施条例」(以下「実施条例」<sup>2)</sup>)を公布し、「外商投資法」の原則規定と要求をさらに細く定め、2020年1月1日から「外商投資法」と同時施行することが決定されました。「実施条例」の公布は外商投資環境を継続的に最適化し、より高水準の対外開放を実現するために法的確実性を提供します。

2019年3月の私たちの中国税務ニュースフラッシュ<sup>3)</sup>の中で、私どもは「外商投資法」の詳細な分析を行っています。本稿では、「実施条例」が「外商投資法」に対してさらに一步踏み込んで明確にしている外商投資に関する基本的問題を取り上げ、内外資企業平等待遇の保障、外商投資保護の強化、外商投資管理の規範化、既存の外商投資企業の経過期間の取り決め及び港澳台投資者への法律適用等、重要問題について分析し、私どもの見解をご紹介します。

## 詳細

「実施条例」では「外商投資法」の体系と規則を継続して適用し、六章、49条から構成されており、「外商投資法」で定める主な法制度をさらに明確化かつ細分化しています。

### 外商投資の基本問題の明確化

「実施条例」では外商投資の奨励と促進、並びに外商投資の合法的権益の保護、外商投資管理の規範化、外商投資環境の最適化を提起すると同時に以下の事項についても明確化しています。

- 外国投資者は法に依拠し、中国の自然人を含むその他投資者と共同で投資を行うことができる
- 外商投資企業が中国国内で投資する場合の法律の適用
- 外商投資参入ネガティブリストの制定及び調整手続等の問題





「外国投資者は中国自然人と共同で投資を行うことができる」ことを明確にしたことで、「外商投資法」公布以来、中国自然人が外国投資者と共同で外商投資企業を新設できるか否かに関する実業界の疑問が解消されました。「外商投資企業は中国国内の投資に『外商投資法』及びその実施条例を適用する」ことが明確化されたことで、中国は外商投資企業の国内再投資に「一貫原則」を採用し、外資に対する監督管理を行うことが示されています。これは、「外商投資法」における「外商投資」には「間接投資活動」を含むという規定と一致しています。

2018年及び2019年において、国家発展改革委員会(発改委)及び商務部は全国版外資参入ネガティブリスト及び自由貿易試験区版外資参入ネガティブリストを立て続けに改訂し、新たな開放措置を次々と打ち出し、自由貿易試験区において開放パイロットプログラムを継続して実施していることから、中国の新たな一連の対外開放の積極性が示されています。2019年10月30日、国務院は「外資利用のさらなる作業に関する意見」(国發[2019]23号<sup>4</sup>)を公布し、全国及び自由貿易試験区版の外商投資参入ネガティブリストの簡素化を進め、2020年には証券会社、証券投資ファンド管理会社、先物会社、生命保険会社における外資持分比率を51%未満とする制限を取り消し、金融業を対象に外資出資比率制限緩和を加速化させています。目下、発改委は2020年に外資参入ネガティブリストを再度更新することを表明しており、より多くの分野で外商独資経営が許可される見通しです。

## 内外資企業平等待遇の保障

「外商投資法」では、「投資促進」の章節において、外商投資企業に対し原則として平等待遇を規定しており、「実施条例」では内外資企業平等待遇の保障について、下記のようにさらに細く定めています。

- 政府部門は政府資金の取り決め、土地供給、税の減免、資格許可、基準制定、プロジェクト申告及び人材政策等において、法に依拠して外商投資企業と内資企業を平等に扱い、かつ企業の発展を支援する政策は法に従い公開する。
- 外商投資企業は法に依拠し国家基準、業界基準、地方基準及び団体基準の制定及び改正作業に平等に参画し、関係部門に対し基準の策定作業の提案を行うことができる。国家が制定する強制基準は内外資企業に平等に適用され、外商投資企業のみを対象に強制基準を上回る技術要求を適用することはできない。
- 政府部門は、外商投資企業による本地区及び本業界の政府調達市場への自由参入を妨害又は制限することはできない。外商投資企業に対し差別待遇をしてはならない。外商投資企業は「政府調達法」等法律に依拠して問い合わせ、質疑又は苦情申立を行うことができる。
- 外商投資企業は法に依拠して中国国内又は国外で株式、社債等有価証券を公開発行し、またその他金融商品、借用外債等を公開又は非公開で発行する形式で資金調達することができる。

内外資企業平等待遇の保障に加えて、「投資促進」の章節では、国家は外国投資者の特定業界、分野、地区における投資を奨励及び誘致し、かつ外国投資者はその中国国内における投資収益を中国国内で拡大して投資する場合、法に基づき優遇措置を享受できます。2019年6月30日、発改委、商務部は改正後の「外商投資企業奨励産業目録(2019年版)<sup>5</sup>」を公布し、外商投資奨励範囲をさらに拡大しました。現行の政策では、投資奨励類目録に該当する外資企業は税、土地等優遇措置が享受できます。2018年9月に公布された「国外投資者がその利益を直接投資する場合の源泉所得税の暫定不徴収政策適用範囲拡大に関する通知」(財税[2018]102号)では、中国が積極的に外資を誘致し、国外投資者の中国における投資拡大を奨励する意図が明確に示されています。

## 外商投資保護の強化

外商投資保護の水準をさらに引き上げるために、「外商投資法」では投資保護制度について個別の章を設けて規定しています。「実施条例」はこれをもとに、下記の通りさらに細かい規定を明記しています。

- 公共の利益のために外国投資者の投資に対し税を徴収する必要がある場合、法定の手続に依り、かつ非差別的な方法によりこれを執り行い、課税対象の投資の市場価値に対し適時に補償を行う。外国投資者が課税決定に不服がある場合は、法に依拠して行政不服審査を申請する又は行政訴訟を提起することができる。
- 外国投資者の通貨、金額及び外貨の受入、海外送金の頻度等を違法に制限してはならない。外商投資企業の外国籍従業員及び港澳台(香港・マカオ・台湾)籍従業員の給与所得及びその他合法な所得は法に依拠して自由に海外送金ができる。
- 知的財産権侵權行為に対する懲罰をさらに厳格化し、知的財産権の即時共同保護制度の確立を推進し、知的財産権紛争の健全な解決メカニズムを多角化し、外国投資者と外商投資企業の知的財産権の平等な保護を確保する。



- 行政手段を利用した、外国投資者、外商投資企業に対する技術移転の強制を禁止する。行政機関及びその作業人員は職務過程において知り得た外商投資企業の商業秘密を厳格に保護する。
- 地方政府及びその関係部門は行政区域調整、政府改選、組織又は職能調整及び関連責任者の交代等を理由に、自らの職責の履行義務に違反してはならない。国家利益、社会公共利益の必要性から政策のコミットメントや契約約定を変更した場合、法に依拠して外国投資者、外商投資企業に対し公平かつ合理的な補償を行わなければならない。
- 外商投資企業の苦情申立作業メカニズムの構築及びその職責、運用等規定を明確にし、例えば、外商投資企業苦情申立作業部署合同会議制度を設け、地方の外商投資企業の苦情申立作業を指導・監督し、苦情申立作業規則、苦情申立方法、苦情申立処理期限等の問題を改善・公布する。

外商投資企業苦情申立作業メカニズムの構築は、外商投資企業又はその投資者が直面する問題の解決に有利です。外商投資企業は自らの合法的利益が侵害された場合、苦情申立作業メカニズムは外商投資企業及びその投資者のために行政不服審査の申請及び行政訴訟の提起のほかに、問題解決のための別の合法的手段を提供します。外商投資企業の苦情申立作業メカニズムの具体的な内容については、商務主管部門からのより詳細な指針を待つ必要があります。

## 外商投資管理の規範化

外商投資管理手続の規範化について、「実施条例」では以下の点を明確にしています。

- 外商投資で投資プロジェクトの認可、届出が必要な場合、国家の関連規定に基づき実施する。
- 外商投資企業の登記は、國務院市場監督管理部門又はその授權を経た地方人民政府市場監督管理部門が法に依拠して処理する。國務院市場監督管理部門はその授權を経た市場監督管理部門の名簿を公布する。
- 外商投資情報の報告は、確実な必要性及び高効率・高利便性の原則に照らして確定し、國務院商務主管部門が國務院市場監督管理部門等とともに外商投資情報報告の内容、範囲、頻度及び具体的なプロセスを公布する。関連当局間の情報共有を通じて得られる投資情報は、外国投資者又は外商投資企業に対し報告等を要求してはならない。

「実施条例」では「外商投資法」の中の「外商投資安全審査制度の確立」の規定を再確認していますが、細かい規定は明確にていません。外商投資情報報告制度を実行に移すために、商務部は2019年12月31日に「外商投資情報報告弁法」(商務部、市場監督管理総局令[2019]2号<sup>6)</sup>及び「外商投資情報報告関連事項に関する公告」(商務部公告[2019]62号<sup>7)</sup>を公布し、外商投資情報報告の範囲、主体、内容、方法等を細かく規定し、外国投資者と外商投資企業の情報報告履行義務をより明確にしています。

## 既存の外商投資企業の経過期間における取り決め

「実施条例」の規定では、「外資三法」<sup>8</sup>に基づき設立された既存の外商投資企業は、外商投資法施行後5年以内であれば「公司法」(会社法)、「パートナーシップ企業法」等の規定に従いその組織形態、構造を調整し、登記変更を行うことができ、若しくは引き続きもとの組織形態、構造等を維持することもできます。法に依拠して組織形態、構造等を調整しておらず、登記変更も行っていない既存の外商投資企業については、2025年1月1日から、市場監督管理部門は当該企業が申請するその他登記事項は受け付けず、関連状況を公示します。同時に、既存の外商投資企業の組織形態、組織構造の調整後、もとの合弁、合作の各当事者は契約にて約定する株式又は持分譲渡方法、収益分配方法、剩余財産分配方法等は引き続き約定に基づき手続・処理することができます。

## 港澳台投資者の法律適用

「外資三法」では、港澳台からの投資は原則として外商投資に対する規則を準用して管理してきており、「外商投資法」では港澳台投資者の法律適用の問題を明確にしていませんでした。港澳台投資管理政策の継続性と安定性を維持するために、「実施条例」では、法律で別途規定する場合を除き、香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者が内地(中国本土)に投資する場合、「外商投資法」及びその実施条例に依拠して実施するとしています。また、台湾地区的投資者が大陸(中国本土)で投資する場合は「台湾同胞保護法」及びその実施細則の規定を適用するとしています。規定されていない事項については「外商投資法」及びその実施条例を参考に実施するとしており、港澳台投資者に法的確実性を提供しています。



## まとめ

「外商投資法」の補完的行政法規として、「実施条例」は「外商投資法」の原則規定をより細く定め、法制度の具体性を高め、外商投資の積極的促進、並びに外商投資合法権益の保護、外商投資管理の規範化実現のために実効性を伴う制度保障を提供しています。また、私どもは、投資者が国籍を変更した後の法律適用についての重要な問題が「実施条例」において明確化されていないことに着目しました。中国公民による海外移住のケースが日々増す中、中国公民が外国国籍を取得し中国国籍を喪失した後、国籍変更前に中国国内で既に投資していた企業については、外国国籍取得後も「外商投資法」を依然として適用するのか否かは多くの関係者が注目するところです。またこれに類似した観点から、中国国籍を取得し、外国国籍を放棄した自然人はその国籍変更前に既に中国で投資していた企業について、中国国籍取得後も依然として「外商投資法」が適用されるのか否か、未だに一定の不確実性があります。

「外商投資法」では以前の「外国投資法(意見募集稿)」の中の「協議支配(VIE スキーム)」の関連規定を削除していますが、「法律、行政法規又は国務院が規定するその他方法による投資」という雑則は留保しています。「実施条例」ではこの雑則に対する具体的な説明はしておらず、VIE スキームのアレンジメントと実務等の問題は依然として“グレーゾーン”にある状態です。このほか、2019年11月に公布された「実施条例(意見募集稿)」の中の「中国投資者が国外で設立する100%出資会社のインバウンド投資は外商投資参入ネガティブリストの制限を受けない」という規定は歓迎すべきポイントでしたが、最終的に公布された「実施条例」ではこの条項が削除されています。将来的に商務主管部門が規則又は規範文書を通じて、国外からの国内向けインバウンド投資がネガティブリストの制限を受けるか否かの問題を明確にするかは、今後の政策動向を注視する必要があります。

国發[2019]23号通達の規定を満たすため、最高人民法院は2019年12月26日に「最高人民法院による『中華人民共和国外商投資法』適用に関する若干問題の解釈」(法釈[2019]20号<sup>9)</sup>)を公布し、商務部、発改委及び司法部も「外商投資法」及びその実施条例と矛盾する関連法規を現在全面的に整理しており、「外商投資法」の確実かつ有効な施行を確保する予定です。私ども PwC 中国ビジネス及び投資コンサルティングサービスチームは将来的な「外商投資法」の関連政策及び法規のアップデートをフォローアップし、私どもの見解を隨時ご紹介する予定です。



## 注記

1. 「中国人民共和国外商投資法」の具体的内容はこちらの公式サイトをご参照ください: [http://www.gov.cn/xinwen/2019-03/20/content\\_5375360.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-03/20/content_5375360.htm)
2. 「中国人民共和国外商投資法実施条例」(中華人民共和国国务院令第 723 号)の具体的内容はこちらの公式サイトをご参照ください: [http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content\\_5465449.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content_5465449.htm)
3. 詳細は PwC「中国税務ニュースフラッシュ」2019 年第 12 号をご参照ください。
4. 「國務院による外資利用作業のさらなる改善に関する意見」(国発[2019]23号)の具体的内容はこちらの公式サイトをご参照ください: [http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/07/content\\_5449754.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/07/content_5449754.htm)
5. 「外商投資産業奨励目録(2019 年版)」(国家発展・改革委員会、商務部令[2019]27 号)の詳細は PwC「中国税務ニュースフラッシュ」2019 年第 21 号をご参照ください。
6. 「外商投資情報報告弁法」(商務部、市場監督管理総局令[2019]2号)の具体的内容はこちらの公式サイトをご参照ください: <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201912/20191202926620.shtml>
7. 「外商投資情報報告関連事項に関する公告」(商務部公告[2019]62号)の具体的内容はこちらの公式サイトをご参照ください: <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201912/20191202927046.shtml>
8. “外資三法”とは「中外合資經營企業法」、「中外合作經營企業法」及び「外資企業法」を指します。
9. 「最高人民法院による、『中華人民共和国外商投資法』適用に関する若干の問題の解釈」(法釈[2019]20号)の具体的内容はこちらの公式サイトをご参照ください: <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201912/c1cbc5a2b7c44e68bd9eb7829cf71af5.shtml>



## お問い合わせ

本稿に関するご質問等は **PwC の中国ビジネス及び投資コンサルティングサービスチーム**までお問い合わせください。

於勒  
パートナー  
+86 (10) 6533 3206  
bo.yu@cn.pwc.com

沈琳軍  
パートナー  
+86 (21) 2323 3060  
linjun.shen@cn.pwc.com

私ども **PwC 中国ビジネス及び投資コンサルティングサービスチーム**は、中国ビジネス及び投資に関する法律コンサルティング及びサポートに注力しており、この分野において広範かつ豊富な経験を有します。私どもは、クライアントの中国市場参入から、ソリューション設計、投資構造の設定、為替プランニング、組織再編(持分譲渡、M&A 等)包括的かつプロフェッショナルなサービスをご提供します。クライアントへのサービス提供のほかに、私どものチームは中国の各レベルの当局と常に密接な協力関係を維持しており、中央及び地方の各業界の各レベルの主管当局とも密切な業務関係を構築しており、中国ビジネスと投資法律体系の継続的発展と進歩に積極的に貢献しています。



## 全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载  
(iOS 10以上)



安卓手机下载  
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- “税界”网页版链接: <https://taxnews.pwchk.com>。



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになりますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2020 年 1 月 2 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を隨時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍

電話: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト

<http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

# www.pwccn.com

© 2020 年 普華永道諮詢(深圳)有限公司著作権所有。この刊行物では、「普華永道」(PwC)とは普華永道諮詢(深圳)有限公司を指し、この組織は PricewaterhouseCoopers International Limited のメンバー組織であり、PricewaterhouseCoopers International Limited における各メンバー組織は全て、別個の独立した法的主体です。将来は、[www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご参照ください。

# 中国发布《外商投资法实施条例》，外商投资法律体系更明晰

新知  
中国税务/商务专业服务  
二零二零年一月  
第一期

## 摘要

2019年3月15日，第十三届全国人大第二次会议通过了《中华人民共和国外商投资法》（以下简称“《外商投资法》<sup>1</sup>”），对外商投资的准入、促进和保护等方面作出统一规定，确立了中国新型外商投资法律制度的基本框架。为明确和细化《外商投资法》确定的主要法律制度，保障《外商投资法》有效实施，2019年12月26日，国务院总理李克强签署第723号国务院令，公布了《中华人民共和国外商投资法实施条例》（以下简称“《实施条例》<sup>2</sup>”），进一步细化《外商投资法》的原则性规定和要求，自2020年1月1日起与《外商投资法》同步施行。《实施条例》的发布为持续优化外商投资环境，推进更高水平对外开放提供了法治保障。

在2019年3月发布的《中国税务/商务新知》<sup>3</sup>中，我们曾对《外商投资法》进行过详细解读。在本期《中国税务/商务新知》中，我们将就《实施条例》对《外商投资法》进一步明确的外商投资的基本问题，保障内外资企业平等待遇，加强外商投资保护，规范外商投资管理，对现有外商投资企业的过渡期安排以及港澳台投资者的法律适用等重要问题进行分析，并分享我们的观察。

## 详细内容

《实施条例》延续了《外商投资法》的体例，由六章49个条文内容组成，对《外商投资法》确定的主要法律制度进一步予以明确和细化。

### 明确外商投资的基本问题

《实施条例》在提出鼓励和促进外商投资，保护外商投资合法权益，规范外商投资管理，优化外商投资环境的同时，还明确了：

- 外国投资者依法可以与包括中国的自然人在内的其他投资者共同投资；
- 外商投资企业在中国境内投资的法律适用；以及
- 外商投资准入负面清单的制定和调整程序等问题。

明确“外国投资者可以与中国自然人共同投资”解决了《外商投资法》公布以来实务界对中国自然人能否与外国投资者共同新设外商投资企业的疑问。“外商投资企业在中国境内投资适用《外商投资法》及其实施条例”表明中国将对外商投资企业境内再投资采取“穿透原则”，按照外资进行监管，这也与《外商投资法》中“外商投资”包括“间接投资活动”的规定保持一致。



**pwc**

普华永道



在 2018 年和 2019 年，国家发展改革委和商务部先后对全国版外资准入负面清单和自贸试验区版外资准入负面清单进行修订，陆续推出新的开放措施，并在自贸试验区继续进行开放试点，显示了中国新一轮对外开放的积极态度。2019 年 10 月 30 日，国务院印发《关于进一步做好利用外资工作的意见》（国发[2019]23 号<sup>4</sup>），提出继续压减全国和自由贸易试验区外商投资准入负面清单，并在 2020 年取消证券公司、证券投资基金管理公司、期货公司、寿险公司外资持股比例不超过 51% 的限制，为金融业放开外资股比限制按下“快进键”。日前，国家发展改革委已经表示将在 2020 年再次修订外资准入负面清单，在更多领域允许外商独资经营。

## 保障内外资企业平等待遇

《外商投资法》在“投资促进”章节对外商投资企业给出了较为原则性的平等待遇规定，《实施条例》对保障内外资企业平等待遇进一步细化，包括：

- 政府部门在政府资金安排、土地供应、税费减免、资质许可、标准制定、项目申报和人力资源政策等方面，应当依法平等对待外商投资企业和内资企业，且支持企业发展的政策应当依法公开；
- 外商投资企业依法平等参与国家标准、行业标准、地方标准和团体标准的制定和修订工作，并可以向有关部门提出标准的立项建议；国家制定的强制性标准对内外资企业平等适用，不得专门针对外商投资企业适用高于强制性标准的技术要求；
- 政府部门不得阻挠和限制外商投资企业自由进入本地区和本行业的政府采购市场；不得对外商投资企业实行差别待遇或者歧视待遇；外商投资企业还可以依照《政府采购法》等法律法规提出询问、质疑或者投诉；以及
- 外商投资企业可以依法在中国境内或者境外通过公开发行股票、公司债券等证券，以及公开或者非公开发行其他融资工具、借用外债等方式进行融资。

除保障内外资企业平等待遇外，在“投资促进”章节，国家还鼓励和引导外国投资者在特定的行业、领域、地区投资，并且外国投资者以其在中国境内的投资收益在中国境内扩大投资的，依法享受优惠待遇。2019 年 6 月 30 日，国家发展改革委、商务部发布了修订后的《鼓励外商投资企业产业目录（2019 年版）》<sup>5</sup>，进一步扩大鼓励外商投资范围。根据现行政策，对于投资鼓励类目录，外资企业可以享受税收、土地等优惠待遇；结合 2018 年 9 月出台的《关于扩大境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策适用范围的通知》（财税[2018]102 号），体现了中国积极吸引外商投资，鼓励境外投资者在华扩大投资的决心。

## 加强外商投资保护

为加大对外商投资的保护力度，《外商投资法》专章设立了投资保护制度。《实施条例》在此基础上进一步细化，具体包括：

- 为了公共利益的需要对外国投资者的投资实行征收的，应当依照法定程序、以非歧视性的方式进行，并按照被征收投资的市场价值及时给予补偿；外国投资者对征收决定不服的，可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼；
- 不得违法对外国投资者的币种、数额以及汇入、汇出的频次等进行限制；外商投资企业的外籍职工和港澳台职工的工资收入和其他合法收入，可以依法自由汇出；
- 加大对知识产权侵权行为的惩处力度，推动建立知识产权快速协同保护机制，健全知识产权纠纷多元化解决机制，平等保护外国投资者和外商投资企业的知识产权；
- 禁止利用行政手段强制外国投资者、外商投资企业转让技术；行政机关及其工作人员严格保护在履职过程中知悉的外商投资企业商业秘密；
- 地方政府及其有关部门不得以行政区划调整、政府换届、机构或者职能调整以及相关责任人更替等为由违约毁约；因国家利益、社会公共利益需要改变政策承诺、合同约定的，应当依法对外国投资者、外商投资企业予以公平、合理的补偿；以及
- 明确了外商投资企业投诉工作机制的建立及其职责、运行等规定，例如建立外商投资企业投诉工作部际联席会议制度，对地方的外商投资企业投诉工作进行指导和监督，完善和公布投诉工作规则、投诉方式、投诉处理时限等问题。

建立外商投资企业投诉工作机制，有利于解决外商投资企业或者其投资者遇到的问题。在其合法利益受到侵犯时，外商投资企业投诉工作机制为外商投资企业及其投资者提供了除通过申请行政复议、提起行政诉讼之外，解决问题的另一合法途径。有关外商投资企业投诉工作机制的具体落实情况，还有待商务主管部门出台更为清晰、更具操作性的指引。



## 规范外商投资管理

在规范外商投资管理程序方面，《实施条例》还明确了：

- 外商投资需要办理投资项目核准、备案的，按照国家有关规定执行；
- 外商投资企业的登记注册，由国务院市场监督管理部门或者其授权的地方人民政府市场监督管理部门依法办理；国务院市场监督管理部门应当公布其授权的市场监督管理部门名单；以及
- 外商投资信息报送按照确有必要、高效便利的原则确定，并由国务院商务主管部门会同国务院市场监督管理部门等公布外商投资信息报告的内容、范围、频次和具体流程；通过部门信息共享能够获得的投资信息，不得再行要求外国投资者或者外商投资企业报送等。

《实施条例》重申了《外商投资法》中“建立外商投资安全审查制度”的要求，但未作出更细化的规定。为落实外商投资信息报告制度，商务部已于 2019 年 12 月 31 日发布了《外商投资信息报告办法》（商务部、市场监管总局令[2019]2 号<sup>6</sup>）和《关于外商投资信息报告有关事项的公告》（商务部公告[2019]62 号<sup>7</sup>），对外商投资信息报告的范围、主体、内容、方式等进一步细化，为外国投资者和外商投资企业履行信息报告义务提供了更加清晰的指引。

## 现有外商投资企业的过渡期安排

《实施条例》规定，依照“外资三法”<sup>8</sup>设立的现有外商投资企业，在外商投资法施行后 5 年内，可以依照《公司法》、《合伙企业法》等法律的规定调整其组织形式、组织机构，并办理变更登记，也可以继续保留原企业组织形式、组织机构等。自 2025 年 1 月 1 日起，对未依法调整组织形式、组织机构等并办理变更登记的现有外商投资企业，市场监督管理部门不予办理其申请的其他登记事项，并将相关情形予以公示。同时，现有外商投资企业的组织形式、组织机构调整后，原合营、合作各方在合同中约定的股权转让办法、收益分配方法、剩余财产分配方法等，可以继续按照约定办理。

## 港澳台投资者的法律适用

在“外资三法”下，港澳台投资原则上是参照外商投资进行管理的，《外商投资法》没有明确港澳台投资者的法律适用问题。为保持港澳台投资管理政策的连续性和稳定性，《实施条例》规定，除法律法规另有规定的，香港特别行政区、澳门特别行政区投资者在内地投资参照《外商投资法》及其实施条例执行；台湾地区投资者在大陆投资适用《台湾同胞保护法》及其实施细则的规定；未规定的事项参照《外商投资法》及其实施条例执行，为港澳台投资者吃下“定心丸”。

## 注意要点

作为《外商投资法》的配套行政法规，《实施条例》进一步细化《外商投资法》中的原则性规定，增强了法律制度的可操作性，为积极促进外商投资，保护外商投资合法权益，规范外商投资管理提供了有力的制度保障。我们也注意到，关于投资者变更国籍后的法律适用这一重要问题未在《实施条例》中予以明确。随着中国公民移民海外的情况日益增多，在中国公民取得外国国籍而丧失中国国籍后，其在国籍变更前已经在中国境内投资的企业，在其取得外国国籍后是否应当适用《外商投资法》？类似地，对于取得中国国籍而放弃外国国籍的自然人，在其国籍变更前已在中国投资的企业在其取得中国国籍后是否仍然适用《外商投资法》，尚存在一定不确定性。

《外商投资法》删除了之前《外国投资法（征求意见稿）》中“协议控制（VIE 架构）”的相关规定，但保留了“法律、行政法规或者国务院规定的其他方式的投资”这一兜底条款。《实施条例》未对这一兜底条款作出更具体的说明，使得 VIE 架构安排和实务操作等问题继续处于“灰色地带”。此外，2019 年 11 月发布的《实施条例（征求意见稿）》中有关“中国投资者在境外设立的全资企业的返程投资不受外商投资准入负面清单的限制”是其一大亮点，但最终发布的《实施条例》删除了这一条款。未来商务主管部门是否会以规章或者规范性文件的方式对境外返程投资不受负面清单的限制问题予以明确，有待进一步观察。

为落实国发[2019]23 号文的要求，最高人民法院已于 2019 年 12 月 26 日发布了《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国外商投资法〉若干问题的解释》（法释[2019]20 号<sup>9</sup>），商务部、国家发展改革委、司法部也正在对不符合《外商投资法》及其实施条例的相关法规进行全面清理，以确保《外商投资法》切实有效执行。普华永道中国商务及投资咨询服务团队会继续跟进未来《外商投资法》配套政策法规的变化，并及时分享我们的观察。



## 注释

1. 《中华人民共和国外商投资法》的具体内容请参见官方链接: [http://www.gov.cn/xinwen/2019-03/20/content\\_5375360.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-03/20/content_5375360.htm)
2. 《中华人民共和国外商投资法实施条例》（中华人民共和国国务院令第 723 号）的具体内容请参见官方链接: [http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content\\_5465449.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content_5465449.htm)
3. 详细内容请参见普华永道《中国税务/商务新知》2019 年第 12 期。
4. 《国务院关于进一步做好利用外资工作的意见》（国发[2019]23号）的具体内容请参见官方链接: [http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/07/content\\_5449754.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/07/content_5449754.htm)
5. 《鼓励外商投资产业目录（2019 年版）》（国家发展和改革委员会、商务部令[2019]27 号），详细内容请参见普华永道《中国税务/商务新知》2019 年第 21 期。
6. 《外商投资信息报告办法》（商务部、市场监管总局令[2019]2号）的具体内容请参见官方链接: <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201912/20191202926620.shtml>
7. 《关于外商投资信息报告有关事项的公告》（商务部公告[2019]62号）的具体内容请参见官方链接: <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201912/20191202927046.shtml>
8. “外资三法”是指《中外合资经营企业法》、《中外合作经营企业法》和《外资企业法》。
9. 《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国外商投资法〉若干问题的解释》（法释[2019]20号）的具体内容请参见官方链接: <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201912/c1cbc5a2b7c44e68bd9eb7829cf71af5.shtml>



## 与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响, 请联系**普华永道中国商务及投资咨询服务团队**:

于勃  
合伙人  
+86 (10) 6533 3206  
bo.yu@cn.pwc.com

沈琳军  
合伙人  
+86 (21) 2323 3060  
linjun.shen@cn.pwc.com

**普华永道中国商务及投资咨询服务团队**致力于从事中国商务及投资法规咨询和执行工作, 在这方面积累了深厚而广泛的经验。从协助客户进入中国市场, 设计解决方案开始, 向客户提供包括投资结构设置, 外汇方案筹划, 投资结构重组筹划, 如股权转让、收购与合并等全面而专业的服务。除了向客户提供各项服务以外, 我们的服务团队与中国各级审批机关一直保持密切的对话, 并与中央和地方各行业的各级主管机构保持密切的工作关系, 协助推动中国商业和投资法律体系的不断发展与进步。



## 全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



- 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- “税界”网页版链接: <https://taxnews.pwchk.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2020 年 1 月 2 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙  
电话: +86 (10) 6533 3103  
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

**www.pwccn.com**